

平成 2 6 年 第 1 回 箕 面 市 議 会 定 例 会 議 案

箕 面 市

平成26年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	平成26年度箕面市一般会計予算	
第2号議案	平成26年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第3号議案	平成26年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算	
第4号議案	平成26年度箕面市競艇事業会計予算	
第5号議案	平成26年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第6号議案	平成26年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	
第7号議案	平成26年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第8号議案	平成26年度箕面市病院事業会計予算	
第9号議案	平成26年度箕面市水道事業会計予算	
第10号議案	平成26年度箕面市公共下水道事業会計予算	
報告第1号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
報告第2号	専決処分の承認を求める件（平成25年度箕面市一般会計補正予算（第10号））	3
第11号議案	業務委託契約締結の件（証明書等の交付請求の受付及び引渡し業務）	19
第12号議案	町の区域の変更及び町の新設の件	21

別冊

第 1 3 号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立障害者福祉センター ささゆり園）	27
第 1 4 号議案	市道路線の認定及び廃止の件	29
第 1 5 号議案	箕面市財政運営基本条例制定の件	33
第 1 6 号議案	箕面市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件	47
第 1 7 号議案	箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 改正の件	49
第 1 8 号議案	箕面市行政評価・改革推進委員会条例改正の件	51
第 1 9 号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正の件	53
第 2 0 号議案	箕面市職員の修学部分休業に関する条例及び箕面市職員の高齢者部分 休業に関する条例改正の件	55
第 2 1 号議案	箕面市事務分掌条例改正の件	57
第 2 2 号議案	箕面市競艇事業の経営に関する条例制定の件	59
第 2 3 号議案	箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件	61
第 2 4 号議案	箕面市競艇事業の公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例制定 の件	71
第 2 5 号議案	箕面市立自転車駐車場条例改正の件	77
第 2 6 号議案	箕面市定額運用基金の再編に関する条例制定の件	79

第 2 7 号議案	箕面市環境クリーン基金条例制定の件	81
第 2 8 号議案	箕面市役所支所設置条例改正の件	83
第 2 9 号議案	箕面市生活援護資金貸付基金条例廃止の件	85
第 3 0 号議案	箕面市病院企業職員定数条例改正の件	87
第 3 1 号議案	箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例制定の件	89
第 3 2 号議案	箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務 手数料条例改正の件	93
第 3 3 号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件	95
第 3 4 号議案	箕面市火災予防条例改正の件	97
第 3 5 号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例改正の件	99
第 3 6 号議案	平成 2 5 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 1 号）	101
第 3 7 号議案	平成 2 5 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 2 号）	121
第 3 8 号議案	平成 2 5 年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第 4 号）	135
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	149
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	151
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	153

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の1件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月25日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成26年1月22日専決）

- (1) 事故発生日時 平成25年9月9日 午後2時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市船場西三丁目1番16号 ジークレフ千里中央パークグレイス敷地内
- (3) 相手方 箕面市所在の団体
- (4) 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、ごみ集積場入口に向かって後退しながら歩道の段差を乗り越げたところ、勢いがついてしまい、ごみ集積場の扉上部のひさしに接触し、破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、172,935円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成26年1月22日

報告第 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 26 年 1 月 24 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 26 年 2 月 25 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 25 年度箕面市一般会計補正予算（第 10 号）（別紙）

（理由）

待機児童の増加に伴い、簡易保育施設を緊急に整備するため、平成 25 年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成25年度箕面市一般会計補正予算(第10号)

平成25年度箕面市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,393千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,705,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年1月24日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
19 繰越金	1 繰越金	137,758	6,393			144,151
		137,758	6,393			144,151
歳入合計		38,699,405	6,393			38,705,798

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		16,163,683	6,393	16,170,076
	2 児童福祉費	6,390,197	6,393	6,396,590
歳出合計		38,699,405	6,393	38,705,798

平成25年度
(2013年度)

箕面市一般会計補正予算(第10号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,835,000	0	21,835,000
2 地 方 譲 与 税	238,000	0	238,000
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0	100,000
4 配 当 割 交 付 金	75,000	0	75,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,000	0	17,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,107,000	0	1,107,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	122,603	0	122,603
10 地 方 交 付 税	1,177,603	0	1,177,603
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	595,756	0	595,756
13 使 用 料 及 び 手 数 料	632,572	0	632,572
14 国 庫 支 出 金	5,435,528	0	5,435,528
15 府 支 出 金	3,141,488	0	3,141,488
16 財 産 収 入 金	595,245	0	595,245
17 寄 附 金	40,432	0	40,432
18 繰 入 金	660,279	0	660,279
19 繰 越 金	137,758	6,393	144,151
20 諸 収 入	1,383,141	0	1,383,141
21 市 債	1,300,000	0	1,300,000
歳 入 合 計	38,699,405	6,393	38,705,798

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	428,261	0	428,261
2 給務費	4,691,912	0	4,691,912
3 民生費	16,163,683	6,393	16,170,076
4 衛生費	3,843,802	0	3,843,802
5 労働費	95,352	0	95,352
6 農林水産業費	148,829	0	148,829
7 商工費	211,839	0	211,839
8 土木費	3,552,352	0	3,552,352
9 消防費	1,304,647	0	1,304,647
10 教育費	4,581,378	0	4,581,378
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,056,351	0	3,056,351
13 諸支出金	63,430	0	63,430
14 予備費	537,569	0	537,569
歳出合計	38,699,405	6,393	38,705,798

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計		
					目	
19 繰	繰	金	千円 137,758	6,393	千円 144,151	
	繰	金	137,758	6,393	144,151	
	1 繰	繰	金	137,758	6,393	144,151
	1 前	年 度 繰	越 金	137,758	6,393	144,151

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 前年度繰越金	6,393	1 前年度繰越金 補正後 144,151,000円—補正前 137,758,000円	6,393

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
3 民	3 生 費	16,163,683	6,393	16,170,076	一般財源 6,393
	2 児 童 福 祉 費	5,390,197	6,393	6,396,590	一般財源 6,393
	2 児 童 福 祉 施 設 費	1,737,574	6,393	1,743,967	一般財源 6,393

節		金額	説明	金額
区分	金額	千円		千円
15 工事請負費	5,893		57 豊川支所簡易保育施設緊急整備事業【幼児育成課】	6,393
			15 工事請負費	5,893
			1 工事請負費	5,893
			簡易保育施設緊急整備工事	
18 備品購入費	500		18 備品購入費	500
			1 庁用器具費	500
			保育用	
				500

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

第 1 1 号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 契約の目的 箕面市立多文化交流センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務
- 2 契約の金額 3 9 , 5 2 8 円
- 3 契約の相手方 箕面市小野原西五丁目 2 番 3 6 号
公益財団法人箕面市国際交流協会
理事長 荻 野 克 彦
- 4 契約の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 1 号）第 2 3 条において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により箕面市立多文化交流センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務の委託契約を締結するため、同法第 3 4 条第 3 項の規定により提案するものである。

第 1 2 号議案

町の区域の変更及び町の新設の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次のとおり町の区域を変更し、及び町を新設する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出


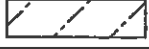

箕面市長 倉 田 哲 郎

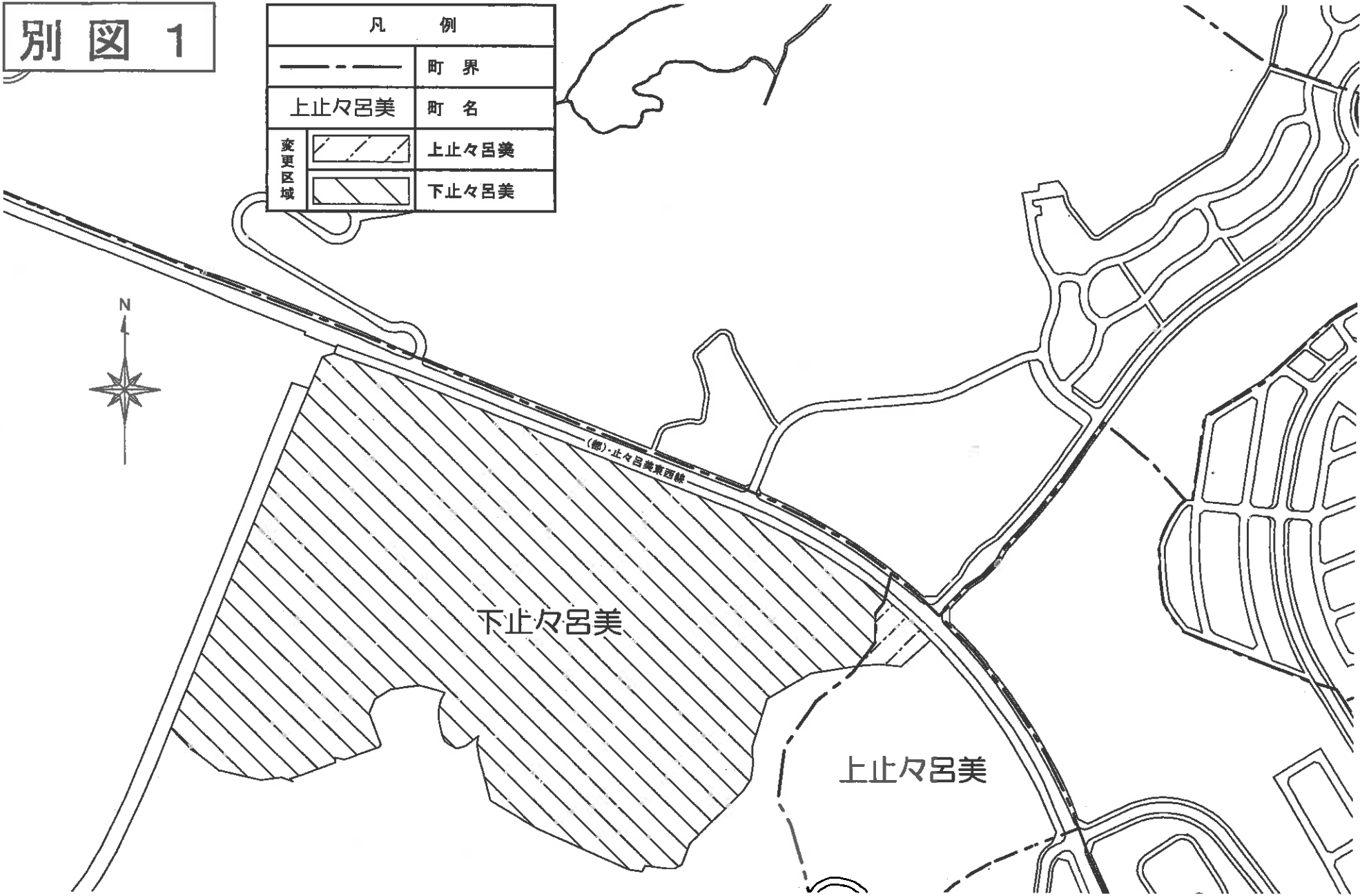
- 1 上止々呂美及び下止々呂美の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図 2 に示すとおり、1 において除いた区域をもって森町西一丁目を新設する。
- 3 1 及び 2 の処分は、地方自治法第 2 6 0 条第 2 項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（提案理由）


北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行区域内において、住居表示を実施するに当たり、町の区域を変更し、及び町を新設するため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により提案するものである。

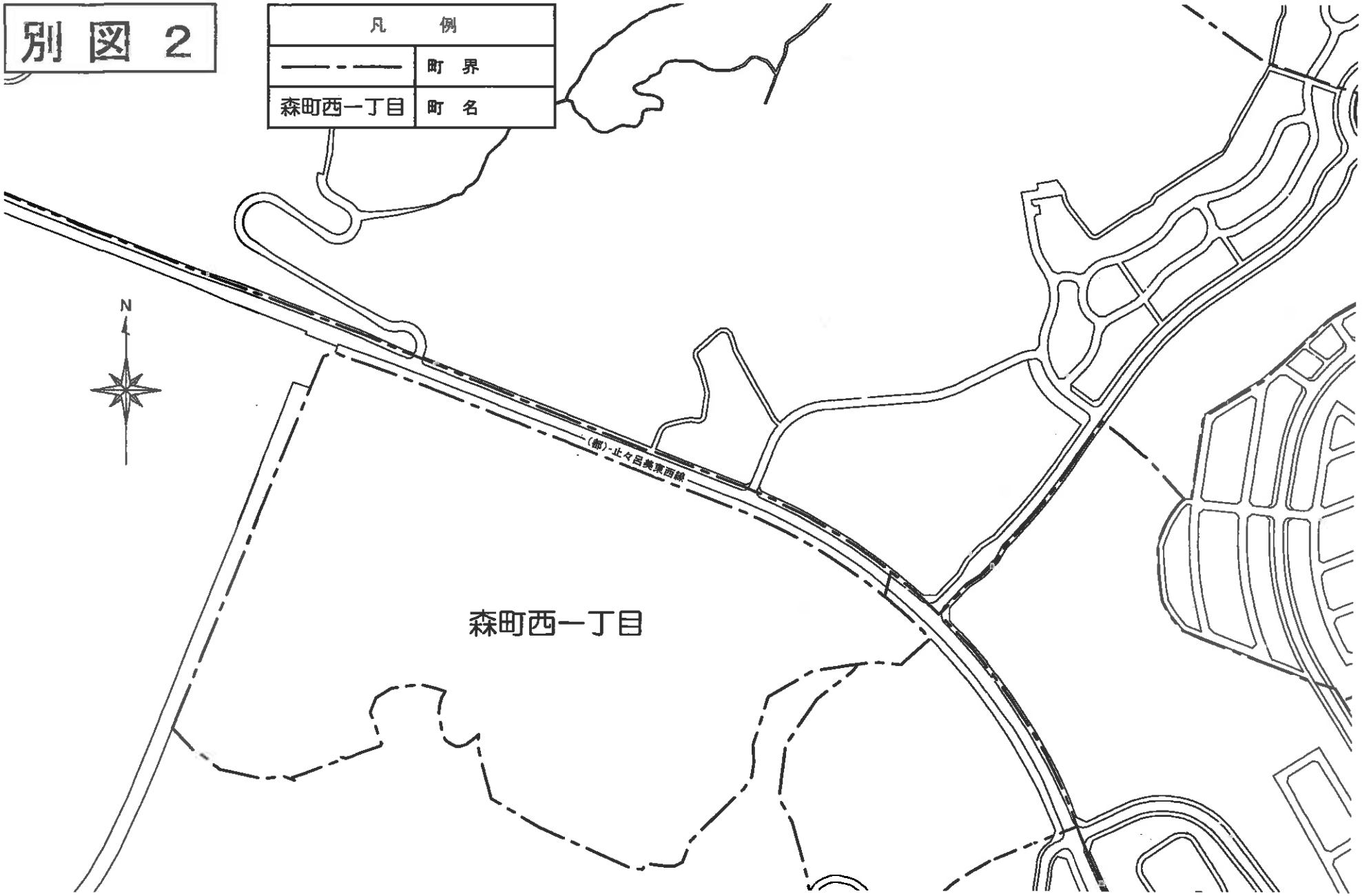
別図 1

凡 例	
	町 界
上止々呂美	町 名
変更区域 	上止々呂美
	下止々呂美



別図 2

凡 例	
	町 界
森町西一丁目	町 名



第13号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成20年12月19日議決を経た「第89号議案指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

平成26年2月25日提出

箕面市長 倉田哲郎

「3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで」を「3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年10月31日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者の指定において、次期指定管理者の候補者を再度公募により選定するに当たり、現在の指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 1 4 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定及び廃止する市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道西牧落 2 号線支線ほか 2 4 路線を認定し、及び市道西牧落 2 号線支線ほか 1 路線を廃止するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止する市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13630	西牧落2号線支線	桜井二丁目400	桜井二丁目401-3	
13757	大同住宅8号線	新稲一丁目36-7	新稲一丁目36-3	
13758	石澄住宅18号線	桜ヶ丘五丁目615-21	桜ヶ丘五丁目615-20	
13759	桜井停車場1号線	桜井二丁目326-1	桜井二丁目331	
13760	桜井停車場2号線	桜井二丁目340-1	桜井二丁目339-1	
13761	南天荘住宅9号線	半町四丁目638-3	半町四丁目638-9	
13762	トミヤ住宅中線支線	桜井三丁目653-16	桜井三丁目653-13	
23433	東坊島線北線	坊島四丁目400	坊島四丁目398-2	
23434	牧落ナギノ木15号線	牧落三丁目6-34	牧落三丁目6-34	
33224	外院橋西5号線	粟生外院二丁目283-8	粟生外院二丁目284-4	
33301	西宿小野原北1号支線	今宮三丁目233-7	今宮三丁目233-7	
33302	西宿小野原北2号支線	今宮三丁目35-12	今宮三丁目35-19	
33303	今宮東線5号支線	今宮三丁目23-18	今宮三丁目17-18	
43497	彩都区画62号線	大字粟生間谷2897-57	大字粟生間谷2824	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
43498	彩都区画63号線	大字粟生間谷2772-6	大字粟生間谷2772-1	
43499	宝住宅7号線	小野原東一丁目1181-3	小野原東一丁目1181-10	
43500	小野原西住宅35号線	小野原西五丁目1799-9	小野原西五丁目1799-7	
43501	小野原東住宅83号線	小野原東四丁目2279-12	小野原東四丁目2279-5	
43502	彩都区画64号線	大字粟生間谷2767-12	大字粟生間谷2766-13	
43503	彩都区画65号線	大字粟生間谷2767-12	大字粟生間谷2767-2	
43504	彩都区画66号線	大字粟生間谷2776-11	大字粟生間谷2767-10	
43505	彩都区画67号線	大字粟生間谷2766-2	大字粟生間谷2756-2	
43506	彩都区画68号線	大字粟生間谷2777	大字粟生間谷2757-6	
43507	彩都区画69号線	大字粟生間谷2778	大字粟生間谷2759	
43508	彩都区画70号線	粟生間谷東三丁目346	粟生間谷東三丁目344-3	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
13630	西牧落2号線支線	桜井二丁目400	桜井二丁目403-1	
33224	外院橋西5号線	粟生外院二丁目283-8	粟生外院二丁目283-12	

第十五号議案

箕面市財政運営基本条例制定の件

箕面市財政運営基本条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市財政運営基本条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 規律の確保（第三条―第十二条）
- 第三章 計画性の確保（第十三条―第十七条）
- 第四章 透明性の確保（第十八条・第十九条）
- 第五章 特定事業の財政運営（第二十条―第二十三条）
- 第六章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、市が社会経済情勢の変化や市の実情に応じた必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、市の財政運営に関し、基本となる事項を定めることにより、健全で規律ある財政運営の確保を図り、もって市民の福祉の維持向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 市の財政運営は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本として、市民の受益と負担との均衡を図り、財政リスク（市の財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象をいう。以下同じ。）

を管理するとともに、市と大阪府、国、他の地方公共団体その他の公共的団体又は民間事業者とが分担すべき役割を明確にすることにより、規律を持って行われなければならない。

2 市の財政運営は、中長期的な見通しを持つとともに、予見し難い情勢の変化の際に市民生活の安定を確保することができるよう、計画的に行われなければならない。

3 市の財政運営は、市民の市政への関心及び理解を深め、その信頼を向上させることを基本として、透明性を確保して行われなければならない。

第二章 規律の確保

(収入と支出との均衡)

第三条 市の財政運営に当たっては、現在及び将来の市民の負担の公平を図る観点から、収入の範囲内で支出するものとする。

2 予算編成において、収入は、確実に見込まれる妥当な金額を算定するとともに、支出は、収入の状況を勘案しつつ、市民の福祉の維持向上のために必要であり、及び施策の実施の方法が合理的であることを確認の上、市長が別に定める基準により所要額を算定するものとする。

(財源の確保等)

第四条 市は、予算を伴う施策を新たに実施しようとするときは、翌年度以降における財政的な負担に留意し、原則として、当該施策の実施に要すると見込まれる経費に充てるための安定的な財源の確保に努めるものとする。

2 前項の安定的な財源の確保に当たっては、支出の見直しについて検討するほか、新たに実施しようとする施策の目的及び内容並びに当該施策により利益を受ける者の範囲を勘案し、適切な受益者負担を求めること、課税自主権を行使すること等による収入の確保について検討するものと

する。

(市債の発行)

第五条 市は、市債を発行する場合には、市債を財源として実施する事業の必要性について精査するとともに、市債の元利償還に係る負担の増加が将来における健全な財政運営を損なうおそれがないよう留意しなければならない。

2 前項の市債のうち地方公営企業に係るものについては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三条に規定する経営の基本原則を堅持すること。

二 地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤の強化を図ること。

三 公営企業会計への一般会計からの繰出金に係る地方財政措置

3 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条ただし書の規定により発行することができる地方債又は地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところによりその元利償還に係る経費が普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される地方債以外の市債を発行することができるのは、収入の確保及び支出の抑制の取組を行った上でなお一般財源の額に不足が生じ、当該不足額に充てるためにやむを得ない場合に限るものとする。

4 前項の市債の発行に当たっては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 当該年度以降の収入の確保又は支出の抑制に係る取組により、当該市債に係る元利償還に要する財源を確保することができること。

二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十

四号) 第三条第一項に規定する健全化判断比率(以下「健全化判断比率」という。)が同法第二条第五号に規定する早期健全化基準(以下「早期健全化基準」という。)で定める数値以上の数値とならない見通しがあること。

(反復継続した単年度貸付けの禁止)

第六条 市長は、市以外の者に対し、単年度貸付け(貸付けを行う年度中に貸付元金の全額又は大部分の額の償還を見込んで行う貸付けをいう。)を反復し、かつ継続して行わないものとする。ただし、確実な金融機関に預託するために行う貸付けについては、この限りでない。

(基金からの借入れの禁止)

第七条 市長は、基金に属する現金から借り入れて歳入の不足に充てないものとする。ただし、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて当該会計年度内に必要となる一時的な資金に充てることを妨げない。

(事業に伴う損失の防止)

第八条 市長は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスクの把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

2 市長は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、財政上の損失の発生が避け難いと思込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

(損失補償等の原則禁止)

第九条 市は、市以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該市以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

2 前項の規定は、次に掲げる法人の債務についての保証を行う場合に準用する。この場合において、同項中「損失補償の債務を負担しない」とあるのは「保証しない」と、「債務を負担する」とあるのは「保証する」と、「損失補償に」とあるのは「債務保証に」と、「補償する損失」とあるのは「保証する債務」と、「補償の」とあるのは「保証の」と、「損失の確定の時期」とあるのは「他の保証人その他の担保の有無」と読み替えるものとする。

一 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）

第二十五条の規定による箕面市土地開発公社の債務についての保証

二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百十六条の規定に

よる市街地再開発組合の債務についての保証

三 地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十一条

の規定による地方公共団体金融機構の機構債券に係る債務についての

保証

（費用分担の基本的な考え方）

第十条 市の事務及び事業（以下「事業等」という。）は、他の当事者又は関係者の権限及び責任並びに受益の有無及び程度を踏まえ、適切な役割分担のもとで必要な費用が適切に負担されることにより、行われなけれ

ばならない。

(適切な費用分担等のための措置)

第十一条 市は、国、都道府県及び市町村の適切な役割分担を確保し、又は市町村が地域の実情を踏まえて自主的かつ自立的に施策を実施するため必要があると認めるときは、国又は大阪府に対して、国若しくは大阪府が策定する制度若しくは実施する施策に関し意見を述べ、又は事業に関する費用の分担、市町村の事務に関する義務付けの見直しその他の必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

2 市は、市以外の者と共同で事業等を実施するために費用を負担する場合は、当該事業等の透明性の確保及び能率的な実施を図るために、必要に応じて、当該市以外の者又は関係者に対して当該事業等に関する資料の提出を求め、意見を述べ、又は費用の負担に関して条件を付するものとする。

3 市は、施策の立案又は見直しを行うに当たっては、市域における行政需要、財政の状況、他の市町村における施策の実施の状況等を勘案し、施策の水準と市民負担の状況との均衡を失することのないように努めるものとする。

4 市は、事業等により利益を受ける者が特定される場合は、当該者とそれ以外の者との公平を図る観点から、原則として使用料又は手数料を定め、当該者に適正な負担を求めるものとする。

(事業等に係る留意事項)

第十二条 事業等のうち民間が担うことができるものは、民間に委ねることを基本とする。市が事業等を実施する場合においても、事業等の質の維持向上及び経費の抑制を図ることができるよう、民間の視点を重視し、事業等の在り方について不断の見直しを行うものとする。

2 市は、事業等の実施に当たっては、当該事業等における市と市以外の者との役割分担及び協働の在り方並びに実施の方法について十分に考慮しなければならない。

3 市は、補助金の交付その他の財政的援助を行う場合にあつては、当該財政的援助の目的を効果的かつ効率的に実現することができるよう、事業主体の自主的な努力を促す制度とするとともに、当該財政的援助として必要な金額を精査しなければならない。

4 市は、透明かつ公正な競争を通じて、事業等が効果的かつ効率的に行われるようにするため、可能な限り広い範囲の者に等しく参入の機会を与えるよう努めなければならない。

第三章 計画性の確保

(中長期試算の策定等)

第十三条 市長は、議会における予算の審議及び計画的な財政運営の参考とするため、毎年度、十年を下らない期間にわたる財政状況に関する試算(以下「中長期試算」という。)を行い、公表しなければならない。

2 中長期試算には、試算に用いた主な前提条件を付記するものとする。

3 市長は、市税収入の変動、地方税制度又は地方財政制度の改正、大規模な災害の発生その他の事由により中長期試算を修正する必要があると認めるときは、これを修正し、公表しなければならない。

(財政収支の試算)

第十四条 市長は、当初予算の編成に先立ち、翌年度から一年を下らない期間に係る歳入及び歳出の概算額を試算し、公表しなければならない。

(財政健全化に係る目標の設定)

第十五条 市の財政運営は、健全化判断比率が早期健全化基準に定める数値以上の数値とならないことを目標として、これを行うものとする。

2 市長は、当初予算の編成及び決算の公表の都度、健全化判断比率を算定し、公表しなければならない。

(基金)

第十六条 市は、公共施設の修繕又は建替えに係る経費その他の財政の安定化のために留保が必要と認められる経費に充てるため、計画的に基金に積み立てるよう努めるものとする。

2 市は、災害等の有事の際の支出その他緊急を要し、かつ、必要やむを得ない行政需要に対応するため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保するよう努めるものとする。

(状況認識の共有等)

第十七条 市長は、副市長、部局室長その他市の職員に対し、財政の現況及び将来の見通し並びに財政運営の目標について周知の徹底を図るよう努めなければならない。

第四章 透明性の確保

(財政状況の公表)

第十八条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の三第一項の財政に関する事項（以下「財政事情」という。）を毎年六月一日及び十二月一日に公表するものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に公表することができないときは、市長は、事故のやんだときから一月以内において、その期日を定め、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により、六月一日に公表する財政事情においては、前年度十月一日から同年度三月三十一日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。

一 歳入歳出予算の執行状況

二 市民の負担の状況

三 財産、市債及び一時借入金の現在高

四 公営企業の業務の状況

五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 第一項の規定により、十二月一日に公表する財政事情においては、四月一日から九月三十日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算における収支の状況並びに当該決算に基づく健全化判断比率及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二條第二項に規定する資金不足比率を明らかにするものとする。

5 財政事情の公表は、次に掲げる方法で行う。

一 箕面市公告式条例（昭和三十五年箕面市条例第六号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき揭示場に掲示して行う方法

二 箕面市広報に掲載する方法

6 市長は、必要に応じ、財政事情の掲載事項の基礎となる事実及び数字を記載した文書を、その付表として添付することができる。

（財務諸表の作成及び公表）

第十九条 市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成し、公表しなければならない。

一 貸借対照表

二 行政コスト計算書

三 純資産変動計算書

四 資金収支計算書

2 前項各号の財務諸表は、次に掲げる区分につき作成するものとする。

一 普通会計に係る財務諸表

二 普通会計、公営事業会計、市が加入する一部事務組合等を連結した財務諸表

第五章 特定事業の財政運営

(財政上の配慮を要する事業)

第二十条 住民の福祉の増進に資する大規模な公共施設又は社会基盤施設の整備等であつて、複数年にわたり財政上の配慮を要すると認められるもののうち次に掲げる事業（以下「特定事業」という。）は、本章の規定により実施するものとする。

一 北大阪急行南北線延伸特定事業（北大阪急行南北線を千里中央駅から萱野地区まで延長し、萱野地区及び船場地区に駅を新設する事業をいう。以下同じ。）

(特定事業の収支計画の公表)

第二十一条 市長は、特定事業の実施に当たっては、あらかじめ財政運営に与える影響額を試算し、毎年度、当該特定事業の実施期間における年度に係る収支計画を策定し、これらを公表しなければならない。

(特定事業の議会への報告)

第二十二条 市長は、毎年度、特定事業の実施期間における年度に係る決算に当たり、当該特定事業の進捗状況、前年度に実施した事業内容及び財政運営に与える影響額を議会に報告しなければならない。

(北大阪急行南北線延伸特定事業の財源の確保)

第二十三条 北大阪急行南北線延伸特定事業に係る費用（当該特定事業の実施に伴い発行した市債の償還のための費用を含む。）は、予算の定めるところにより、国又は大阪府の補助金等のほか、第一号に掲げる財源をもつて賄い、なお不足するときは第二号に掲げる財源をもつて賄うものとする。

一 競艇事業繰入金（箕面市競艇事業の収入から同事業の円滑な運営に必要な範囲の経費を差し引いた上で一般会計に繰り入れるその余の資金をいう。以下同じ。）

二 箕面市北大阪急行南北線延伸整備基金の積立金

2 市は、毎年度繰り入れられる競艇事業繰入金が北大阪急行南北線延伸特定事業に係るその年度の資金必要額を上回るときは、その余剰を箕面市北大阪急行南北線延伸整備基金に積み立てるものとする。

3 市は、第一項の規定による財源が北大阪急行南北線延伸特定事業に係る資金必要額に満たないときは、箕面市都市施設整備基金の積立金を充てることができる。この場合において、当該基金から使用した積立金は、当該特定事業の終了後速やかに競艇事業繰入金から補填するものとする。

第六章 雑則

（委任）

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、北大阪急行南北線延伸特定事業に係る財源が確保されたとき（当該特定事業に係る費用の支出が市債の償還のみになり、かつ、箕面市北大阪急行南北線延伸整備基金の積立金がその後の当該特定事業に要する費用の全額を上回ったときをいう。）で規則で定める日から施行する。

（「財政事情」の作成及び公表に関する条例の廃止）

2 「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和二十三年箕面市条例第十八号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の規定は、平成二十六年以後の財政運営について適用する。
(箕面市交通施設整備基金条例の一部改正)

4 箕面市交通施設整備基金条例(平成四年箕面市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市北大阪急行南北線延伸整備基金条例

第一条中「交通施設の」を「北大阪急行南北線の延伸及び関連交通施設の」に、「箕面市交通施設整備基金」を「箕面市北大阪急行南北線延伸整備基金」に改める。

第六条を次のように改める。

(処分)

第六条 基金は、第一条の設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(みんなの箕面の緑の寄附条例の一部改正)

5 みんなの箕面の緑の寄附条例(平成二十一年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「北大阪鉄道延伸」を「北大阪急行南北線の延伸」に改める。

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 箕面市北大阪急行南北線延伸整備基金

(箕面市財政運営基本条例の一部改正)

6 箕面市財政運営基本条例(平成二十六年箕面市条例第 号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号を次のように改める。

一 削除

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

(提案理由)

本市の財政運営の基本となる事項を定めるため、本条例を制定するものである。

第十六号議案

箕面市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件

箕面市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条第二項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第二条 消防長の資格は、次のとおりとする。

一 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は箕面市消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に一年以上あつたものであること。

二 本市の消防団員として消防事務に従事した者で、本市の消防団長の職に一年以上あつたものであること。

三 本市の行政事務に従事した者で、箕面市事務分掌条例(平成二十一年箕面市条例第三号)第一条各号に掲げる部の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に一年以上あつたものであること。

(消防署長の資格)

第三条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

一 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に一年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者に

については、一年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上であったものであること。

二 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に三年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、三年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上であったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

三 本市の消防団員として消防事務に従事した者で、箕面市消防団の副団長の職その他箕面市消防団におけるこれと同等以上と認められる職に三年以上あったものであって、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるため、本条例を制定するものである。

第十七号議案

箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件

箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十三年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

箕面市行政評価・改革推進委員会条例改正の件

箕面市行政評価・改革推進委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市行政評価・改革推進委員会条例の一部を改正する条例

箕面市行政評価・改革推進委員会条例（平成十六年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市行政評価・改革推進委員会の失効の期限を三年間延長し、平成二十八年度末までとするため、本条例を改正するものである。

第十九号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正の件

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる団体」を「法第二条第一項各号に掲げる団体のうち、次に掲げるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 市が基本金その他これに準ずるものを出資し、かつ、市内に主たる事務所を有する団体で、規則で定めるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、その団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定める団体

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)に基づき職員を派遣することができる公益的法人等に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市職員の修学部分休業に関する条例及び箕面市職員の高
齢者部分休業に関する条例改正の件

箕面市職員の修学部分休業に関する条例及び箕面市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の修学部分休業に関する条例及び箕面市職員の高
齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

(箕面市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年箕面市条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「定める」の下に「修学に必要なと認められる」を加える。

第三条中「。以下「給与条例」という。」を削る。

(箕面市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年箕面市条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「条例で定める期間は、五年」を「高年齢として条例で定める年齢は、五十五歳」に改める。

第三条中「。以下「給与条例」という。」を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市事務分掌条例改正の件

箕面市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市事務分掌条例の一部を改正する条例

箕面市事務分掌条例（平成二十一年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項に次の一号を加える。

七 北大阪急行南北線の延伸に関する事項

第二条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

北大阪急行南北線の延伸に関する事業の進展及び箕面市競艇事業への地方営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定の全部適用に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市競艇事業の経営に関する条例制定の件

箕面市競艇事業の経営に関する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市競艇事業の経営に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、箕面市公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十五号)に定めるもののほか、箕面市競艇事業の経営について必要な事項を定めるものとする。

(経営の規模)

第二条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第一条及び第二条の規定によるモーターボート競走の開催の範囲は、モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)第十五条並びに附則第二項及び第三項の定めるところによる。

(利益の処分等)

第三条 箕面市競艇事業において、毎事業年度生じた利益のうち地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額(以下「欠損金補填残額」という。)がある場合において、事業年度末日において企業債を有するときは、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たないときは、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を災害対応積立金又は業務設備積立金として積み立てることができる。

3 前二項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて議会の議決を経た場合においては、この限りでない。

- 一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- 二 災害対応積立金 災害等により派生する経費に充てる目的
- 三 業務設備積立金 建設改良費に充てる目的

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(提案理由)

箕面市競艇事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第二十三号議案

箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定
の件

箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第三十八条第四項の規定に基づき、箕面市公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十五号)第二条第三項に規定する競艇事業の事務を行う職員(以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第二条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員採用法」という。)第五条の規定により採用された職員(第十七条第一項を除き、以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手

当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、災害派遣手当及び退職手当とする。

(給料表)

第三条 給料については、職員の職務の種類の種類を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の等級及び当該職務の等級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の等級及び号給の数並びに各職務の等級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第三十八条第二項及び第三項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第四条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。

(扶養手当)

第五条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫

三 満六十歳以上の父母及び祖父母

四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

(地域手当)

第六条 地域手当は、職員に対して給料、管理職手当及び扶養手当の月額
の合計額に百分の十二（東京都の特別区内の地域に在勤する職員にあつ
ては、百分の十八）を乗じて得た額を支給する。

2 本市の区域に居住する職員に支給する地域手当の月額は、前項の規定
にかかわらず、同項の規定により算定して得られた額に管理者が定める
額を加算した額とする。

(住居手当)

第七条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受
け、一定基準額を超える家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を
支払っている職員

二 第九条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居
住するための住宅を借り受け、一定基準額を超える家賃を支払ってい
るもの又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして
管理者が定める者

(通勤手当)

第八条 通勤手当は、通勤距離が一定基準を超える職員に対して支給する。

(単身赴任手当)

第九条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転
し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居
していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移
転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通
勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難

であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第十条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。ただし、箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年箕面市条例第二十一号）第八条の三に規定する超勤代休時間を指定された職員が、当該超勤代休時間に勤務しなかった場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第十二条 職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間に対して支給する。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいい、祝日法による休日を除く。以下この項において同じ。）

二 毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日

三 祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日等」と総称する。）について指定された代休日

3 休日等に勤務し、代休日を指定された場合は、休日等の休日勤務手当を支給しない。

(夜間勤務手当)

第十三条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(期末手当)

第十四条 期末手当は、六月及び十二月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第十五条 勤勉手当は、六月及び十二月にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮し

て支給する。

（特定任期付職員業績手当）

第十六条 特定任期付職員業績手当は、任期付職員採用法第三条第一項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。

（災害派遣手当）

第十七条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前項の規定は、同項の規定により災害派遣手当を支給される者との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員について準用する。

（退職手当）

第十八条 職員が勤続期間六月以上で退職した場合又は勤続期間六月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。

- 一 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
- 二 傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合
- 三 前二号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合
- 四 在職中に死亡した場合

2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- 一 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）をした者

三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十一条の規定に該当して退職させられた者

3 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条及び第二十一条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給する。

4 勤続期間十二月以上（管理者が指定する者については、六月以上）で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に規定する失業等給付の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による失業等給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

（給与の減額等）

第十九条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第二十条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第二十一条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただし書の許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第二十二条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百号)第二条第一項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第二十三条 地方公務員法第二十六条の五第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(非常勤職員の給与)

第二十四条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第二十五条 第五条、第七条及び第十八条の規定は、地方公務員法第二十条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は任期付職員採用法第五条の規定により採用された職員には適用しない。

2 第四条、第五条、第七条、第十条から第十三条まで及び第十五条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(箕面市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 箕面市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

年箕面市条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条

例

第一条中「第二条」を「第二条第一項」に、「下水道事業」を「同条第二項に規定する下水道事業」に改める。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成八年箕面市条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

(箕面市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

4 箕面市職員の厚生制度に関する条例(平成十八年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「箕面市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例」を「箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」

に改め、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ

繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二
十六年箕面市条例第 号）の適用を受ける者

（提案理由）

箕面市競艇事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、
関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第二十四号議案

箕面市競艇事業の公営企業化に伴う関係条例の整備に関する

条例制定の件

箕面市競艇事業の公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市競艇事業の公営企業化に伴う関係条例の整備に関する

条例

(箕面市営モーターボート競走条例の一部改正)

第一条 箕面市営モーターボート競走条例(昭和三十一年箕面市条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 本市の施行するモーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号。以下「法」という。)第一条及び第二条の規定によるモーターボート競走(以下「競走」という。)については、法、モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)及び箕面市競艇事業の経営に関する条例(平成二十六年箕面市条例第 号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第三条中「市長」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第四条中「市長」を「管理者」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 勝舟投票券の券面金額は、十円とする。

2 管理者は、前項の勝舟投票券十枚分を単位とし、十枚分以上を一枚をもって代表する勝舟投票券を発売することができる。

第六条第二項及び第七条中「市長」を「管理者」に改める。

(箕面市特別会計条例の一部改正)

第二条 箕面市特別会計条例(昭和三十九年箕面市条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

(箕面市営競艇運営審議会条例の一部改正)

第三条 箕面市営競艇運営審議会条例(昭和三十九年箕面市条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市営モーターボート競走事業の運営」を「箕面市営競艇(本市の施行するモーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第一条及び第二条の規定によるモーターボート競走をいう。以下同じ。)の運営等」に改める。

第二条中「箕面市営モーターボート競走事業」を「箕面市営競艇の運営等」に改める。

第九条中「規則で」を「市長が」に改める。

(箕面市公営企業職員定数条例の一部改正)

第四条 箕面市公営企業職員定数条例(昭和四十二年箕面市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十六号)の適用を受け、かつ、」を「公営企業管理者の公営企業組織(箕面市公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十五号)第五条第二項に規定する公営企業組織を

いう。)に」に改める。

(箕面市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正)

第五条 箕面市情報システムの管理運営に関する条例(平成十六年箕面市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「上下水道局」の下に、「競艇事業局」を加える。

(箕面市営競艇災害等対応基金条例の一部改正)

第六条 箕面市営競艇災害等対応基金条例(平成二十三年箕面市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市営競艇事業」を「箕面市営競艇(本市の施行するモーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第一条及び第二条の規定によるモーターボート競走をいう。以下同じ。)に関する業務」に、「災害等」を「災害及び本市の都合による箕面市営競艇の開催の中止」に改める。

第四条中「特別会計競艇事業費歳入歳出予算」を「競艇事業会計予算」に改める。

第五条中「市長」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に、「歳計現金」を「箕面市競艇事業の業務に係る現金」に改める。

第六条中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「第一条の設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合」に改め、同条各号を削る。

第七条中「市長」を「管理者」に改める。

(箕面市営競艇業務設備基金条例の一部改正)

第七条 箕面市営競艇業務設備基金条例(平成二十三年箕面市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市営競艇事業の運営業務」を「箕面市営競艇(本市

の施行するモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第一条及び第二条の規定によるモーターボート競走をいう。）に関する業務の運営」に改める。

第四条中「特別会計競艇事業費歳入歳出予算」を「競艇事業会計予算」に改める。

第五条中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に、「歳計現金」を「箕面市競艇事業の業務に係る現金」に改める。

第六条中「運営業務に必要な設備の整備に要する経費の財源」を「第一条の設置の目的を達成するために必要な財源」に改める。

第七条中「市長」を「管理者」に改める。

（箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第八条 箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において準用する」を削る。

第二条中「規定により競走」の下に「（同条例第一条に規定する競走をいう。以下同じ。）」を加え、「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第七条第二項を削る。

第十一条第二項及び第十三条中「規則で」を「管理者が」に改める。
（箕面市営競艇事業運営基金条例の廃止）

第九条 箕面市営競艇事業運営基金条例（昭和五十一年箕面市条例第二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(提案理由)

箕面市競艇事業に地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定の全部を適用することに伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第二十五号議案

箕面市立自転車駐車場条例改正の件

箕面市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

箕面市立自転車駐車場条例（昭和五十五年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二定期の部中「一、二〇〇」を「一、二五〇」に、「一、五〇〇」を「一、五六〇」に、「三、〇〇〇」を「三、一三〇」に、「三、四〇〇」を「三、五四〇」に、「四、二〇〇」を「四、三八〇」に、「八、五〇〇」を「八、八六〇」に改める。

別表第三中「一、〇〇〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に徴収された定期の保管及び回数駐車券の発行に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)等の改正に伴い、市が設置する自転車駐車場における自転車の保管に係る手数料について消費税相当額を改定するため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市定額運用基金の再編に関する条例制定の件

箕面市定額運用基金の再編に関する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市定額運用基金の再編に関する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 箕面市文化振興基金条例（昭和六十年箕面市条例第八号）
- 二 箕面市国際交流基金条例（昭和六十三年箕面市条例第五号）
- 三 箕面市コミュニティセンター管理基金条例（平成元年箕面市条例第九号）

四 箕面市青少年健全育成推進基金条例（昭和六十三年箕面市条例第七号）

五 箕面市平和人権推進基金条例（平成六年箕面市条例第四号）

六 箕面市健康と福祉のまちづくり推進員育成基金条例（平成三年箕面市条例第二十四号）

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

定額運用基金の再編に伴い、右の条例に基づく基金を廃止し、箕面市文化施設整備基金、箕面市未来子ども基金又は箕面市保健福祉総合推進基金に統合するため、本条例を制定するものである。

第二十七号議案

箕面市環境クリーン基金条例制定の件

箕面市環境クリーン基金条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市環境クリーン基金条例

箕面市環境クリーン基金条例（平成五年箕面市条例第五号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 本市における廃棄物の発生抑制、資源化及び適正処理の推進を目的とする事業（以下「事業」という。）の財源に充てるため、箕面市環境クリーン基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金は、毎年度予算の範囲内で積み立てるものとする。ただし、財政の状況によってやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、前項の収益を基金に編入せず、事業に要する経費に充てることができる。

（繰替運用）

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(提案理由)

定額運用基金の再編に伴い、箕面市環境クリーン基金を積立基金に変更するため、本条例を制定するものである。

第二十八号議案

箕面市役所支所設置条例改正の件

箕面市役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市役所支所設置条例の一部を改正する条例

箕面市役所支所設置条例（昭和三十一年箕面市条例第十九号）の一部を

次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
箕面市役所止々呂美支所	箕面市下止々呂美九五三番地	上止々呂美及び下止々呂美以北の区域
箕面市役所豊川支所	箕面市粟生間谷西一丁目二番一号	粟生外院一丁目、粟生外院二丁目、粟生外院六丁目、粟生新家一丁目、小野原西三丁目、小野原西四丁目、大字粟生間谷及び大字粟生外院以東の区域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行による町の区域の変更及び町の新設に伴い、箕面市役所止々呂美支所及び箕面市役所豊川支所の所管区域を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十九号議案

箕面市生活援護資金貸付基金条例廃止の件

箕面市生活援護資金貸付基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市生活援護資金貸付基金条例を廃止する条例

箕面市生活援護資金貸付基金条例(昭和五十二年箕面市条例第九号)は、
廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月二日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の箕面市生活援護資金貸付基金条例に基づき生活援護資金の貸付けを受けている者の貸付金の償還については、なお従前の例による。

(提案理由)

生活援護資金の貸付けを廃止するため、本条例を廃止するものである。

第三十号議案

箕面市病院企業職員定数条例改正の件

箕面市病院企業職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市病院企業職員定数条例の一部を改正する条例

箕面市病院企業職員定数条例（平成二十一年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四百七十五人」を「五百三十人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

患者数の増加、診療報酬の改定等に伴う医療体制の整備に必要な職員の確保を進め、地域医療の安定及び確立を図るため、本条例を改正するものである。

第三十一号議案

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例制定の
件

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 検討委員会は、まちの緑化を推進し、緑豊かな都市環境を保持するとともに、森林その他の自然環境を保全するための財源を確保するため、事業者による開発事業等に対する新たな市税の導入について、市長の諮問に応じて調査及び検討を行い、その意見を提出するものとする。

(組織)

第三条 検討委員会は、委員六人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 学識経験者

二 関係団体の代表者等

三 市民

(任期)

第五条 委員の任期は、前条の規定による任命の日から第二条の規定により意見が提出される日までとする。

(委員長)

第六条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長及びその職務を代理する委員が不在の場合における検討委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十の項」を「六十一の項」に、「六十一の項」を「六十二の項」に改める。

別表中六十一の項を六十二の項とし、四十三の項から六十の項までを一項ずつ繰り下げ、四十二の項の次に次のように加える。

四十三		開発事業等緑化負担 税導入検討委員会	
委員	委員長	日額	
七、 四〇〇円	八、 三〇〇円		

(この条例の失効)

4 この条例は、第二条の規定により意見が提出される日限り、その効力を失う。

（提案理由）

開発事業等に対し市内の緑化及び森林環境の保全等の負担を求める新たな市税の導入について、調査及び検討を行う検討委員会を設置するため、本条例を制定するものである。

第三十二号議案

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に

係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に

係る事務手数料条例の一部を改正する条例

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例（平成二十四年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表備考第三号イ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第三十三号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第三十四号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第四項中「第三十七条第七号から第七号の三まで」を「第三十七条第四号から第六号まで」に改める。

別表第九の二の項及び四の項中「九万千円」を「九万二千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第三十五号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例改正
の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例（平成二十五年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表一の項及び九の項中「森町南三丁目」の下に「、森町西一丁目」を加える。

附 則

この条例は、森町西一丁目の新設に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定による告示の効力が生ずる日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行による町の区域の変更及び町の新設に伴い、箕面市水道事業の給水区域を変更するため、本条例を改正するものである。

第36号議案

平成25年度箕面市一般会計補正予算(第11号)

平成25年度箕面市の一般会計の補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461,146千円を追加し、歳入歳出それぞれ39,166,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年2月25日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
14 国庫支出金	4 国庫交付金	5,435,528	228,073	5,663,601		
		526,612	228,073	754,685		
18 繰入金	1 基金繰入金	660,279	27,873	688,152		
		660,279	27,873	688,152		
21 市債	1 市債	1,300,000	205,200	1,505,200		
		1,300,000	205,200	1,505,200		
		1,300,000	205,200	1,505,200		
歳入合計		38,705,798	461,146	39,166,944		

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
8 土 木 費		3,552,352	461,146	4,013,498
	4 都 市 計 画 費	1,468,340	461,146	1,929,486
歳 出 合 計		38,705,798	461,146	39,166,944

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額 千円	年度 千円	年割額 千円	総額 千円	年度 千円	年割額 千円
8	4	北大阪急行線 延伸設計事業 (継続費)				1,738,154	平成25年度	461,146
							平成26年度	207,502
							平成27年度	306,502
							平成28年度	439,502
						平成29年度	323,502	

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
北大阪急行線延伸整備事業			平成25年度から平成32年度	57,000,000千円

(注) 限度額57,000,000千円に対して、国府支出金を除いた市負担額は18,500,000千円

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			その他
					資金区分	償還期間	据置期間	
北大阪急行線 延伸整備事業	補正前	千円		%以内				
	補正後	205,200	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 の 他	25 年以内	5 年以内	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 25 年度
(2013年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 1 1 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,835,000	0	21,835,000
2 地方譲与税	238,000	0	238,000
3 利子割交付金	100,000	0	100,000
4 配当割交付金	75,000	0	75,000
5 株式等譲渡所得割交付金	17,000	0	17,000
6 地方消費税交付金	1,107,000	0	1,107,000
7 ゴルノ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自動車取得税交付金	78,000	0	78,000
9 地方特例交付金	122,603	0	122,603
10 地方交付税	1,177,603	0	1,177,603
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0	25,000
12 分担金及び負担金	595,756	0	595,756
13 使用料及び手数料	632,572	0	632,572
14 国庫支出金	5,435,528	228,073	5,663,601
15 府支支出金	3,141,488	0	3,141,488
16 財産収入	595,245	0	595,245
17 寄附金	40,432	0	40,432
18 繰入金	660,279	27,873	688,152
19 繰越金	144,151	0	144,151
20 諸収入	1,383,141	0	1,383,141
21 市債	1,300,000	205,200	1,505,200
歳入合計	38,705,798	461,146	39,166,944

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会会費	428,261	0	428,261
2 総務費	4,691,912	0	4,691,912
3 民生費	16,170,076	0	16,170,076
4 衛生費	3,843,802	0	3,843,802
5 労働費	95,352	0	95,352
6 農林水産業費	148,829	0	148,829
7 商工費	211,839	0	211,839
8 土木費	3,552,352	461,146	4,013,498
9 消防費	1,304,647	0	1,304,647
10 教育費	4,581,378	0	4,581,378
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,056,351	0	3,056,351
13 諸支出金	63,430	0	63,430
14 予備費	537,569	0	537,569
歳出合計	38,705,798	461,146	39,166,944

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一
國府支出金	地 方 債	そ の 他	其 他	般 財 源
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
228,073	205,200	27,873		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
228,073	205,200	27,873		0

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
14	国 庫 支 出 金	5,435,528	228,073	5,663,601
	4 国 庫 交 付 金	526,612	228,073	754,685
	3 土 木 費 国 庫 交 付 金	56,316	228,073	284,389
18	繰 入 金	660,279	27,873	688,152
	1 基 金 繰 入 金	660,279	27,873	688,152
	15 北 大 阪 急 行 南 北 線 延 伸 整 備 基 金 繰 入 金	0	27,873	27,873
21	市 債	1,300,000	205,200	1,505,200
	1 市 債	1,300,000	205,200	1,505,200
	2 土 木 債	0	205,200	205,200

節		説明	金額
区分	種類		千円
			千円
3 都市計画費交付金	228,073	3 社会資本整備総合交付金 補正後 267,273,000円一補正前 39,200,000円	228,073
1 北大阪急行線南北延伸整備基金繰入金	27,873	1 北大阪急行南北線延伸整備基金繰入金	27,873
1 都市計画債	205,200	6 北大阪急行線延伸整備事業債	205,200

3 歳 出

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
8	土 木 費	3,552,352	461,146	4,013,498	国庫支出金 228,073 繰入金 27,873 市債 205,200
	4 都 市 計 画 費	1,468,340	461,146	1,929,486	国庫支出金 228,073 繰入金 27,873 市債 205,200
	5 地 域 整 備 推 進 費	756,950	461,146	1,218,096	国庫支出金 228,073 繰入金 27,873 市債 205,200

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
13 委託料	461,146	59 北大阪急行線延伸設計事業（継続費）【北急まちづくり推進課】 13 委託料 1 委託料 鉄軌道詳細設計委託	461,146 461,146 461,146

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

継続費についての前前年度未までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計					
			年度	補正区分	年割額	左 の 財		
						国府支出金	特 定 財	地 方 債
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸設計事業 (継続費)	平成25年度 (2013年度)	補正前	千円	千円	千円	
				補正	461,146	228,073	205,200	
				補正後	461,146	228,073	205,200	
				補正前				
				補正	207,502	100,000	90,000	
				補正後	207,502	100,000	90,000	
			平成26年度 (2014年度)	補正前				
				補正	306,502	152,000	136,800	
				補正後	306,502	152,000	136,800	
			平成27年度 (2015年度)	補正前				
				補正	439,502	218,500	179,100	
				補正後	439,502	218,500	179,100	
			平成28年度 (2016年度)	補正前				
				補正	323,502	160,500	110,700	
				補正後	323,502	160,500	110,700	
			平成29年度 (2017年度)	補正前				
				補正	1,738,154	859,073	721,800	
				補正後	1,738,154	859,073	721,800	
	計							

前年度未までの支出額
進行状況等に関する調査

画 源 内 訳 源	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
その他									
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
27,873				461,146	461,146				
27,873				461,146	461,146				26.5
27,873				461,146	461,146				
17,502								207,502	12.0
17,502								207,502	
17,702								306,502	
17,702								306,502	17.6
41,902								439,502	
41,902								439,502	25.3
52,302								323,502	
52,302								323,502	18.6
157,281				461,146	461,146			1,277,008	
157,281				461,146	461,146			1,277,008	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度末までの 支出額	
			期 間	金 額 千円
北大阪急行線延伸整備事業	補正前			
	補 正	57,000,000		
	補正後	57,000,000		

(注1) 限度額57,000,000千円に対して、国府支出金を除いた市負担額は18,500,000千円

(注2) 特定財源欄の「その他」は、競艇事業会計繰入金、北大阪急行南北線延伸整備基金

ものについての前年度末までの支出額
関する調書

当該年度以降 の支出予定額	金額	左の財源内訳			
		特 定 財 源	一般財源		
期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
平成25年度 (2013年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	57,000,000	38,500,000	12,300,000	6,200,000	
平成25年度 (2013年度) か ら 平成32年度 (2020年度)	57,000,000	38,500,000	12,300,000	6,200,000	

繰入金 (箕面市財政運営基本条例の財源確保ルールに基づく)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区分	補正前	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	補正前	12,295,502	11,875,138	1,460,749	14,393,989
	補正				205,200
	補正後	12,295,502	11,875,138	1,460,749	14,599,189
(12) その他	補正前	3,280,341	3,331,893	720,093	3,059,600
	補正				205,200
	補正後	3,280,341	3,331,893	720,093	3,264,800
合計	補正前	28,328,073	28,306,392	2,623,983	30,962,009
	補正				205,200
	補正後	28,328,073	28,306,392	2,623,983	31,167,209

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第 37 号議案

平成 25 年度箕面市一般会計補正予算 (第 12 号)

平成 25 年度箕面市の一般会計の補正予算 (第 12 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,500,000 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 41,666,944 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 25 日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
20 諸 収 入		1,383,141	2,500,000	3,883,141
	4 収 益 事 業 収 入	600,000	2,500,000	3,100,000
歳 入 合 計		39,166,944	2,500,000	41,666,944

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	4,013,498	2,500,000	6,513,498
		1,929,486	2,500,000	4,429,486
歳 出 合 計		39,166,944	2,500,000	41,666,944

平成 2 5 年度
(2013年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 1 2号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,835,000	0	21,835,000
2 地 方 譲 与 税	238,000	0	238,000
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0	100,000
4 配 当 割 交 付 金	75,000	0	75,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,000	0	17,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,107,000	0	1,107,000
7 コ ー ル ー 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	122,603	0	122,603
10 地 方 交 付 税	1,177,603	0	1,177,603
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	595,756	0	595,756
13 使 用 料 及 び 手 数 料	632,572	0	632,572
14 国 庫 支 出 金	5,663,601	0	5,663,601
15 府 支 出 金	3,141,488	0	3,141,488
16 財 産 収 入	595,245	0	595,245
17 寄 附 金	40,432	0	40,432
18 繰 入 金	688,152	0	688,152
19 繰 越 金	144,151	0	144,151
20 諸 収 入	1,383,141	2,500,000	3,883,141
21 市 債	1,505,200	0	1,505,200
歳 入 合 計	39,166,944	2,500,000	41,666,944

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 歳 会 費	428,261	0	428,261
2 総 務 費	4,691,912	0	4,691,912
3 民 生 費	16,170,076	0	16,170,076
4 衛 生 費	3,843,802	0	3,843,802
5 労 働 費	95,352	0	95,352
6 農 林 水 産 業 費	148,829	0	148,829
7 商 工 費	211,839	0	211,839
8 土 木 費	4,013,498	2,500,000	6,513,498
9 消 防 費	1,304,647	0	1,304,647
10 教 育 費	4,581,378	0	4,581,378
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	3,056,351	0	3,056,351
13 諸 支 出 金	63,430	0	63,430
14 予 備 費	537,569	0	537,569
歳 出 合 計	39,166,944	2,500,000	41,666,944

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	— 一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	2,500,000	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	2,500,000	0	0

2 歳 入

(款) 20 諸収入

(項) 4 収益事業収入

款 項	科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
		目			
20 諸	4 收	益 事 業 収 入	1,383,141 千円	2,500,000 千円	3,883,141 千円
		収 益 事 業 収 入	600,000	2,500,000	3,100,000
		1 競 艇 事 業 収 入	600,000	2,500,000	3,100,000

節		金額 千円	説明	千円
区分	金額			
1 競艇事業収入	2,500,000	1 競艇事業会計繰入金 補正後 3,100,000,000円—補正前 600,000,000円	2,500,000	

(款) 20 諸収入
(項) 4 収益事業収入

3 歳 出

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項 目				
8	土 木 費	4,013,498 千円	2,500,000 千円	6,513,498 千円	諸収入 2,500,000 千円
	4 都 市 計 画 費	1,929,486	2,500,000	4,429,486	諸収入 2,500,000
	5 地 域 整 備 推 進 費	1,218,096	2,500,000	3,718,096	諸収入 2,500,000

節		明
区分	金額	説
	千円	
25 積立金	2,500,000	51 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【北急まちづくり推進課】 2,500,000 25 積立金 14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金 2,500,000
		千円

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

第38号議案

平成25年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算(第4号)

平成25年度箕面市の特別会計競艇事業費の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,182,711千円を追加し、歳入歳出それぞれ107,672,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月25日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金	1 基金繰入金	1,257,357	2,182,711	3,440,068
		1,257,357	2,182,711	3,440,068
歳入合計		105,490,068	2,182,711	107,672,779

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 諸 支 出 金	1 繰 出 金	73,609,327	2,500,000	76,109,327
		600,000	2,500,000	3,100,000
3 予 備 費	1 予 備 費	1,820,803	△317,289	1,503,514
		1,820,803	△317,289	1,503,514
歳 出 合 計		105,490,068	2,182,711	107,672,779

平成25年度
(2013年度)

箕面市特別会計競艇事業費補正予算(第4号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 競争事業収入	千円 29,596,070	千円 0	千円 29,596,070
2 財産収入	3	0	3
3 寄附	193,174	0	193,174
4 繰入金	1,257,357	2,182,711	3,440,068
5 繰越金	1,770,855	0	1,770,855
6 諸収入	72,672,609	0	72,672,609
歳入合計	105,490,068	2,182,711	107,672,779

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 競艇事業費	30,059,938	0	30,059,938
2 諸支出金	73,609,327	2,500,000	76,109,327
3 予備費	1,820,803	△317,289	1,503,514
歳出合計	105,490,068	2,182,711	107,672,779

補正額の財源内訳					
特 国府支出金	定 財		源		一 般 財 源
	地 方	債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円	
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	2,500,000
0	0	0	0	0	△317,289
0	0	0	0	0	2,182,711

2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 基金繰入金

款 項	科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰	入 金	1,257,357	2,182,711	3,440,068
1 基	金 繰 入 金	1,257,357	2,182,711	3,440,068
	1 競 艇 事 業 運 営 基 金 繰 入 金	682,800	2,182,711	2,865,511

節		金額 千円	説明	金額 千円
区分	金額			
1 競艇事業運営 基金繰入金	2,182,711	1 競艇事業運営基金繰入金 補正後 2,865,511,000円—補正前 682,800,000円	2,182,711	

(部) 4 繰入金
(項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(数) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
2 諸 支 出 金	73,609,327	2,500,000	76,109,327	一般財源 2,500,000
1 繰 出 金	600,000	2,500,000	3,100,000	一般財源 2,500,000
3 予 備 費	1,820,803	△317,289	1,503,514	一般財源 △317,289
1 予 備 費	1,820,803	△317,289	1,503,514	一般財源 △317,289
1 予 備 費	1,820,803	△317,289	1,503,514	一般財源 △317,289

節		説明
区分	金額 千円	金額 千円
28 繰出金	2,500,000	7 一般会計繰出金【競争事業部企画課】 28 繰出金 2 一般会計繰出金 2,500,000 2,500,000

(款) 3 予備費
(項) 1 予備費

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 26 年 2 月 25 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 田 中 康 之

	略	歴
昭和 43 年	3 月	京都大学法学部卒業
同 43 年	4 月	人事院勤務
同 44 年	7 月	人事院退職
同 46 年	10 月	司法試験合格
同 49 年	4 月	司法修習修了

同	49年	4月	弁護士登録（現在に至る。）
同	49年	4月	菅生法律事務所入所
同	52年	10月	田中康之法律事務所開設
平成	5年	6月	豊能町紛議調整委員
同	11年	10月	坂東・田中法律事務所に改名（現在に至る。）
同	12年	4月	大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る。）
同	13年	12月	箕面市紛議調整委員
同	17年	10月	人権擁護委員（現在に至る。）
同	19年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員

（提案理由）

田中康之氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 26 年 2 月 25 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 松 岡 淑 子

	略	歴
昭和 43 年	3 月	大阪成蹊女子短期大学卒業
同 43 年	4 月	箕面市立西小学校勤務
同 49 年	4 月	尼崎市立塚口小学校勤務
平成 5 年	4 月	箕面市立萱野北小学校教頭
同 13 年	4 月	箕面市立北小学校長

同 17年 4月	箕面市立南小学校長
同 20年 4月	箕面市教育専門員
同 23年 10月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 25年 5月	保護司（現在に至る。）

（提案理由）

松岡淑子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成26年2月25日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 西 迫 明日香

略

歴

平成11年11月	司法試験合格
同 12年 3月	京都大学法学部卒業
同 13年10月	司法修習終了
同 13年10月	弁護士登録（現在に至る。）
同 13年10月	協和綜合法律事務所勤務

同	19年	4月	大阪弁護士会知的財産委員会委員（現在に至る。）
同	21年	4月	大阪弁護士会知的財産委員会部会長
同	21年	7月	弁護士法人穂高勤務（現在に至る。）
同	22年	4月	大阪弁護士会知的財産委員会副委員長
同	22年	4月	大阪弁護士会常議員
同	22年	4月	八尾市倫理委員

（提案理由）

西迫明日香氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。